

太陽光発電施設の手続きについて

		農地での太陽光発電施設を目的とした行為	
		営農継続型	非営農型
手 続 き		支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設は、支柱部分について、農地法第4条・第5条の一時転用許可が必要	農地法第4条・第5条の許可が必要
添 付 書 類		標準の添付書類のほかに	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 右記の非営農型での添付書類 ・ 下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込書 ・ 知見を有する者の意見書 ・ 支柱の立面図 ・ 一時転用面積（支柱部分及びその他耕作が出来なくなる部分）の算定図 ・ 下部の農地の日照量の根拠を示す（遮光率が確認できる）書類 ・ 農作物の平均収量根拠及び育成に適した日照量の根拠を示す書類 ・ 撤去費用の撤去費用の預託に係る書類の写しもしくは撤去に関する確約書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画を含む事業計画書 ・ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、架台等の規格等が分かる書類（カタログなど） ・ 電気会社からの接続検討状況が分かる書類（接続検討の回答書等） ・ 再生可能エネルギーの固定買取価格制度で売電する場合は、「経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書」 ・ 太陽光発電設備の設置に伴う確約書
注 意 事 項 等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可は最長3年（問題がない場合には再許可可能）。 ・ 支柱は簡易な構造で容易に撤去できるもので、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。 ・ 下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、高さ、間隔等からみて農作物の育成に適した日照量や機械等を効率的に利用するための空間が確保されていると認められること。 ・ 許可条件として、下部の農地において生産された農作物の状況（収量等）を年1回、許可権者に報告することを義務付けます。またこの場合、報告内容が適切であるかについて必要な知見を有する者の確認を受けるものとします。 <p>※許可後、営農が行なわれていない場合や、農地の単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少している場合等には、施設設置者に対し必要な改善措置を講ずるよう指導、もしくは営農型発電施設を撤去するよう指導を行いません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地区分が第1種農地の場合は、原則不許可。 ・ 近隣農地等への被害防除の観点から、雑草対策の計画を申請書等に記載するとともに、実際に実施すること。 ・ 埋蔵文化財有無の照会、笠間市開発事業指導要綱の該当の有無（3,000㎡以上）、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の該当の有無（500㎡以上）等、他法令で調整が必要な場合は同時進行で協議を進め、申請書の写しや確認書等を添付してください。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県では、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」が、笠間市では、「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」が定められていますので、市都市計画課と協議をしてください。 	

※記載内容は平成28年12月26日現在の内容であり、今後変更になる場合があります。